

91 令和5年8月に法務大臣が記者会見で公表した「送還忌避者のうち本邦で出生したこどもの在留特別許可に係る対応方針」に係る在留特別許可・不許可・処理中の実績（人数、世帯数）

（人数、世帯数）

	令和4年12月末時点で退去強制令書の発付を受けた本邦出生のこども		令和5年1月1日から令和6年6月10日までに退去強制令書の発付を受けた本邦出生のこども	
	人数	世帯	人数	世帯
在留特別許可された者	171人	111世帯	41人	29世帯
在留特別許可されなかった者	21人	19世帯	19人	16世帯
自らの意思で帰国した者	9人	8世帯	2人	2世帯
処理中	0人	0世帯	0人	0世帯
計	201人	138世帯	62人	47世帯

（注1）本方針の対象者は、令和5年入管法等改正法の施行日（令和6年6月10日）までに我が国で出生して小学校、中学校又は高等学校で教育を受けたこども

（注2）在留特別許可されなかった主な理由は、こどもが就学年齢に達していないことや親に看過し難い消極事情があり、他に適切な監護者等がいるとは認められないこと